

論文の内容の要旨

論文題目　近代日本における資源管理－温泉資源を事例に－

氏名　高柳 友彦

本論文の課題は、明治期以降のわが国の温泉地における温泉資源（源泉）の利用・管理のあり方を通じて、近代日本における資源管理の特質を明らかにすることである。特に、新たに土地制度として導入された「近代的土地所有権」制度下において、温泉資源の利用秩序がいかなる変容を遂げたのか、源泉利用の歴史的変遷を把握することが目的である。

温泉資源は、漁場や林野と同様、人々の生業や生活に欠かせない資源として、古くから地域住民の共有資源として利用されてきた歴史を持つ。これらの資源は、人々の生業や生活を支える目的のもと、村落共同体や領主的権力関係の中でその利用が秩序付けられ、他村や領主的権力との間で資源利用をめぐる対立や紛争を抱えながら、村落内での資源配分機能や資源利用が維持されていた。

しかし、明治期以降、維新政府によってわが国に導入された「近代的土地所有権」制度は、私的土地位を確立させたことで、それまで有機的連関を維持していた土地利用や資源利用を分断する結果となった。維新政府による「国家法」の土地政策＝私的土地位を認めた土地所有権制度の改革は、それまでの「部落法」に基づく利用慣行＝近世期の村による土地所有・利用の秩序との間でそれを生じさせたのである。近世期までの土地利用慣行の多くは、新たな土地制度によって否定され、田畠、林野、温泉の利用においては、その土地所有と利用との対立（＝近世期から続く利用秩序の慣行と私的土地位との対抗）が新たな問題となつた。ただ、源泉利用は、利用慣行と土地所有との対立という問題だけでなく、田畠や林野とは異なる問題を抱えた。

源泉は利用者相互間の関連性が極めて強いという性格を有し、漁場と同様に一定の範囲内の利用の調整が必要な資源である。仮に、土地所有権に基づき源泉開発が無制限に行われた場合、開発者や周辺の源泉利用者との間で湧出量の減少や温度の低下など、源泉利用をめぐる対立が生じてしまう恐れがある。持続的な利用を必要とする温泉地では、乱開発によって資源の枯渇といった問題を引き起こし地域社会の混乱を招く結果となる。一定の範囲内で利用を維持する必要がある源泉利用は、私的土地位を前提とした源泉開発が進展することで不安定になってしまうのである。「近代的土地所有権」制度によって確立された私的土地位は、安定的な利用が必要な源泉利用には適合しない制度であった。

そこで、本論文では、私的土地位に基づく源泉開発が進展し、源泉利用との矛盾が生じた温泉地を対象に、不安定化する源泉利用をどのように調整したのか。近代以降のわが国の源泉利用の歴史的変遷を、地域社会における中間団体の役割に着目しながら、開発を規制する行政機構の政策の変化とともに分析することで、近代日本の資源管理の特質を明らかにした。

近世期、村落共同体によって利用が秩序付けられていた温泉地の源泉利用は、明治期以降大きく変容し、私的土地位を前提とした源泉開発が進展した。ただ、源泉開発が無制限に進展してしまえば、源泉の枯渇や減少といった対立や紛争が引き起こされ、源泉利用が不安定化する恐れがあった。それぞれの温泉地では、各府県行政によって制定された源泉開発に関する取締規則の秩序を前提としながら、源泉利用者相互の関係の中で利用秩序を維持していた。明治期以降の源泉開発は、強固に残存した近世期の身分的な秩序によって規制されたのではなく、また私的土地位に基づき無制限に行われるものでもなかった。

1900年代以降、利用者相互の関係によって維持されていた利用秩序は大きく変容した。鉄道開通や日露戦時の傷病兵の療養地指定など、全国の温泉地を取り巻く状況が変化する中、外部流入者が増加し、源泉開発が進展した。それまで、利用者が中心となって維持してきた利用秩序では対応できない事態を招き、多くの温泉地の源泉利用は不安定化したのである。そして、利用秩序を維持するため、源泉利用への行政機構（県行政）の介入が求められるようになった。行政機構は、第三者的な立場で温泉地の源泉利用に介入し、加えて取締規則を改正することで、源泉利用の不安定化に対応した。また、温泉地開発の進展に伴い明治期以降新たに発見された温泉地も数多く出現した。私的土地位が確立した後に発見された温泉地（＝旧来からの利用秩序がない温泉地）では、当初、取締規則の適用を受けなかったため、無制限に源泉開発が進展する恐れがあった。しかし、不安定化する源泉利用に対して、個々の開発者や利用者らが協議し、中間団体（会社組織や組合など）に利用秩序を委ねたことで源泉利用は安定したのである。

このように、明治期以降、私的土地位を前提とした開発によって、源泉利用が不安定化した温泉地では、利用をめぐる対立や紛争を解決するため、行政機構の規則を背景に多様な主体（中間団体）によって源泉を維持管理する仕組みが設けられた。ただ、中間団体によって利用秩序が維持できなくなった場合には、行政機構が介入することで解決がはか

られた。行政機構（県行政）は、単に源泉利用の秩序を維持するため権力的な対応（上からの対応）を行ったわけではなく、温泉地の秩序で解決できない事態にのみ介入し利用秩序を安定させたのである。このように、源泉の利用秩序を維持するためには、中間団体の諸機能だけでなく、補完する行政機構（県行政）の規則・政策の役割も重要であった。

しかし、1920年代以降、温泉地における源泉利用の諸問題は大きく変容し始めた。全国的な内湯の普及と更なる利用客の増加によって、温泉地では旅館の増加や規模拡大だけでなく、各旅館の浴場へ大量の源泉を引用する必要が生じた。大量の源泉をどのように確保していくのか、利用者間の利害対立から、温泉地全体の資源管理の問題（源泉不足や無駄遣いの解消）へと源泉利用の課題が大きく転換したのであった。

それぞれの温泉地は、既存の源泉以外に湧出量を確保するため新たな源泉開発や源泉の効率的な利用を模索した。しかし、個人管理や共同管理が並存し源泉を数多く有している温泉地では、新たな開発を行うことは困難であった。なぜなら、新たな源泉開発によって、既存の源泉湧出量を減少させ、源泉利用を不安定化させる恐れがあったからである。その解決策として、管理主体（中間団体）による源泉利用の一元化と配給事業が実施された。源泉利用を一元化し個々の源泉利用者間の対立を解消させるだけではなく、新たな源泉開発を行って湧出量の増加を実現し、個々の内湯利用へ源泉を配給することを可能にした。

本論文の対象である熱海温泉では、利用客の増加に対応する湧出量を確保するため、町行政が主要源泉の一元化を実現すると同時に、個々の内湯利用者（旅館、別荘）への配給事業を行った。温泉使用条例を作成し、住民であれば誰でも温泉が利用できる環境を整備したのである。一方、長岡温泉では、明治期から源泉利用の一元化を達成し、共同湯を利用していたが、20年代以降、個々の内湯利用者への配給事業を行うようになった。源泉の一元化と配給事業は、個々の利用者の源泉利用における負担を減らし、安定的な源泉利用（とくに内湯利用）を実現させる仕組みとして機能したのであった。

このように、1920年代以降、内湯の普及や利用客増加に伴い管理主体（中間団体）に求められる役割は大きく変容した。源泉の管理主体（中間団体）は、個々の源泉利用の調整（私人間の対立を調整）を行うだけではなく、源泉を一元的に所有し、地域住民や旅館、別荘など幅広い利用者への源泉配給を必要とされるようになったのである。その後、高度成長期には、利用客を急増させた多くの温泉地で、効率的に源泉を利用する仕組みとして源泉の一元化と配給事業（集中管理方式）が導入された。熱海や長岡温泉での源泉の一元化と配給事業は、この集中管理方式の先駆けであったといえる。

明治期以降、「近代的土地位所有権」制度の導入によって確立した私的土地位所有は、近代日本の資源利用・管理に大きな影響を与えた。この点、川島氏らの先行研究は、私的土地位所有を前提とした開発が地域（温泉地）の発展に結びつくと認識していた。しかし、私的土地位所有を前提とした開発は、資源利用の現場で様々な矛盾を生じさせた。

近代日本における資源管理において重要なのは、開発を自由に行うことではなく、その資源の利用をいかに安定させるかということであった。私的土地位所有を重視した開発

によって支えられたのではなく、地域社会の中間団体（資源利用を管理する主体としての会社組織、組合、そして町行政など）が、行政機構の政策を支えにしながらその利用秩序を安定させる担い手として機能した。変化する資源利用や高まる資源の需要（温泉地における利用客の増加や源泉開発の高まりなど）に対して、中間団体が役割を変化させることで（資源利用の調整機能から利用者への配給機能への変化）対応した。また、資源を安定的に利用するだけでなく、一部の利用者に独占されないように、地域住民など幅広い利用者が利用できる仕組み（「開かれた源泉利用」など）を構築することも、資源利用において重要であった。